

～雇用保険に加入していますか～

適用要件

以下に該当する労働者は、事業所規模にかかわらず、原則として雇用保険の被保険者となります。事業主は、対象労働者を雇い入れたときは、その都度、公共職業安定所（ハローワーク）に雇用保険加入の届け出をしなければなりません。

- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 31日以上雇用見込みがあること

労働基準監督署での労働保険の保険料の申告・納付とは別に必要な手続きです。

詳しくはお近くのハローワークまでお問い合わせください。

～雇用保険手続はオンライン申請が便利です～

オンライン申請のメリット

- ・ 365日、24時間いつでも申請できます。
- ・ 自宅やオフィスのパソコンなど、どこからでも申請できます。
- ・ チェック機能により事前に記入ミスを防止できます。
- ・ 時間やコストの節減になります。

オンライン申請できる雇用保険関係手続き

- ・ 雇用保険被保険者資格取得届
- ・ 雇用保険被保険者資格喪失届
- ・ 高年齢雇用継続基本給付金の申請 など

☆ 平成23年11月28日より離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の提出が可能になりました。

☆ 電子申請のご利用にあたっては、下記のURLをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinsei/dl/koyouhoken_tetsuzuki.pdf

注：オンライン申請を行うには、電子署名用証明書を事前に取得することが必要です（その際、若干の費用がかかります）。取得方法など詳しくは、e-Gov(イーガブ)電子申請システムのウェブサイトをご覧ください。

e-Gov電子申請システム
<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>